【事例報告】

**障がい者スポーツにおける地方自治体の取り組み**

**─　鳥取県からの報告　─**

２０１５年１月１５日

福留史朗

（一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会長）

【報告者】

福留史朗（ふくどめ・しろう）

≪経歴≫

鳥取県大山町に生まれ、現在も大山町在住。ＮＴＴ西日本米子支店に勤務し、営業社員のサポート業務を担当。

中学２年の時、校内マラソンで全校２位となったことが陸上部の先生の目に止まり、翌年、県中学陸上選手権８００ｍに出場して６位入賞。それがきっかけとなり、高校から本格的に陸上競技を行なう。高校卒業後は電電公社（当時）に就職。２１歳、２３歳の時に日本選手権の県予選で２度優勝。

３０歳の時、視力の低下から緑内障が判明。「放っておくと１０年位で失明する可能性がある」と医師に宣告される。現在の視力は、矯正して両眼とも０．０２で、中心の視野がない。視覚障がい者手帳は平成３年に取得。

≪公的役職≫

鳥取県スポーツ審議会副会長

一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会長

鳥取県障がい者スポーツ指導者協議会長

鳥取市・米子両市教育委員会スポーツ審議委員

鳥取県社会福祉協議会委員

一般社団法人日本パラリンピアンズ協会理事

≪資格≫

日本体育協会陸上競技指導員

アシスタントクラブマネージャ

日本障害スポーツ指導者中級指導者

本報告書は、三菱総研レガシー共創協議会・健康タスクフォースにおいて、日本パラリンピアンズ協会と三菱総研が共同提案している「パラレガシープロジェクト」に関連した発表をもとに構成しています。

# **鳥取県行政のスポーツ組織**

　鳥取県のスポーツ組織は平成２５年度まで県教育委員会の所官でしたが、平成２６年度から知事部局の文化観光局に替わりました。替わった理由のひとつが、２０２０東京オリンピック・パラリンピックと関西ワールドマスターズゲームの開催で、教育委員会ではスポーツツーリズムを進めることができないかと考えたからです。また、スポーツ審議会でも「知事部局に替えるべき」と私や県体育協会長も発言をしています。文科省の調査では、都道府県の約３割が知事部局でスポーツ行政を担当しています。鳥取県は観光県であり、観光とスポーツを一体化して２０２０東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスターズを活用し、鳥取を世界にアピールしたいとの考えがあるようです。

　また、平成２６年度から知事を本部長とする県スポーツ戦略会議も設置され、県庁のほとんどの部長がメンバーに入っているほか、県体育協会長、障がい者スポーツ協会長、スポーツ推進委員会長、高校体育連盟長など多くのスポーツ関係者も加わっています。その中でも県体育協会と県障がい者スポーツ協会は、県スポーツ推進プロジェクトメンバーにも入り、非常に重要な役を担っています。障がい者スポーツ協会が県スポーツ推進に重要な役割を担っていることは、他県では考えられないことではないでしょうか？　これも鳥取県のスポーツ振興方法の特徴のひとつです。

　平成２６年９月には２０２０東京オリンピック・パラリンピック準備室の平田室長を鳥取に迎え、知事、県体育協会長、そして私の４名で対話会を行ない、鳥取県のスポーツの考えや競技施設を見ていただきました。平田室長には、パラリンピックが地域障がい者スポーツを変える重要な役割を担っていると、私なりにお話ししたつもりです。

　このように、健常者と障がい者スポーツが一体となり県スポーツを進めています。県庁内では障がい福祉課職員がスポーツ課と兼務をしていますが、おそらく平成２７年度にはスポーツ行政が一元化されるのではと思います。その後、県体育協会と障がい者スポーツ協会の合併問題も何らかの会議での議題となるのではと予想しています。

# **鳥取県障がい者スポーツ協会**

≪歴史≫

　昭和６０年に開催された国体後の全国身体障害者スポーツ大会（全スポ）がきっかけとなり、設立されました。当初は身体障害者協会の内部組織としてスタートしたこともあり、障がい者スポーツは身体障害協会業務の片手間の仕事で、主な業務は全スポへの選手団派遣と車椅子マラソン大会の開催だけでした。車椅子マラソン大会は今も行なっていますが、行政や県陸上協会が中心に運営され、一般ボランティァの参加も少ない状況でした。全スポ選手選考の方法も書類審査で、帯同コーチも県や市の障がい福祉課の職員の方が行ない、今とはかなり異なる感じでした。協会加盟の競技団体も近年まで５団体の活動にとどまり、活動の広がりは今よりもありませんでした。それが変わり始めたのは、私が理事になった７年前頃のことです。

≪現在の体制≫

　協会の体制ですが、職員は事務局長１名指導員５名の６名で、指導員はいずれも障がい者スポーツ指導者資格を有しています。そして、以前は任意団体でしたが、平成２４年に法人化を行ない、現在は「一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会」として活動をしています。役員は会長１名、副会長４名、理事は１５名です。副会長には県福祉保健部長、県スポーツ振興監、身体がい者福祉協会会長、手をつなぐ育成会会長が就任しています。理事には、競技団体代表、スペシャルオリンピックス（ＳＯ）、県体育協会などの代表者が入っています。事務局長は県陸上競技協会副会長、県体育協会理事を務めています。

≪協会事業の内容≫

**1.全国障害者スポーツ大会（全スポ）への選手団派遣**

**1-a.派遣事業の概要**

　数年前までは県予選も行なえない状況でした。この状況を変えなければと考え、指導者協議会、一般競技団体、高校部活などの支援を受けて、個人競技から県予選の実施を行ないました。そして、記録で判断できる陸上や水泳は参加標準記録を設定しました。また、選手選考委員で選手選考を行ない推薦選手を決め、県に推薦し、県が承認し、代表選手が決まる流れを作りました。団体競技も同様で、違反した場合は県から競技団体への助成金は出しません。実際、車椅子バスケの競技団体に違反があり、県支援金を凍結しています。平成２６年の長崎大会には、個人競技と団体競技（バレーボール）、オープン競技に総勢５６名の選手団を派遣しました。

　県スポーツ推進計画には全スポでのメダル獲得率６０％の目標値の記載があることから、メダル獲得率向上を目指しています。県スポーツ推進計画に全スポのメダル獲得率を明文化しているスポーツ推進計画を持っている県はほとんどないと思います。この全スポでのメダル獲得率の推進計画への明文化が「障がい者スポーツ競技力向上事業」に大きく影響しています。

**1-b.結団式での新たな取り組み**

　全国障害者スポーツ大会事業は、県スポーツ協会にとって最も重要な県からの委託事業です。この全スポで、今年度から新たな取り組みを開始しました。それは「国民体育大会（国体）と全スポの合同での結団式」です。国体とユニフォームが同じ県はありますが「結団式を合同」で行なっている県はおそらくないでしょう。この取り組みも鳥取県独自のもので、選手や家族には好評でした。

　スポーツ基本法２６条には国体と全スポが横並びに記載してあります。しかし、多くの県ではユニフォームの統一程度にとどまっており、強化などの選手の支援の状況は同じ県代表でありながら国体選手はと全スポ選手では大きく異なる現状があると思います。

**1-c.強化練習など**

　鳥取県では平成２５年から、従来の５回の強化練習のうち１回は１泊２日で全競技の合宿を行ない、「チーム鳥取」を全員で共有するようにしています。このアイデアは全スポに参加したコーチから出されたもので、それを協会が形にしました。成果は十分に出ています。団体競技についても鳥取選抜の強化費を出して強化をしています。今年は中国、四国予選で１勝もしていない知的障害者競技のうち、バスケットボールが初めて１勝を挙げ、他の競技の選手やスタッフにも良い刺激となっています。

**1-d.全国障害者スポーツ大会コーチ**

　派遣コーチのほとんどが障がい者スポーツ指導者有資格者で、中には県体育協会職員２名、国体監督経験者１名、コーチ経験者１名も含まれています。今年から新たに障がい者スポーツドクター有資格者にも帯同してもらうことになりました。ドクターを帯同させている県もそう多くないと思います。将来的には、トレーナーも帯同させたいと考えています。

　また、スポーツ部門が知事部局に替わったこともあり、今までの派遣依頼文は福祉保健部長名であったのが知事名となり、教育長名でないため出ることが難しかった支援学校の先生がコーチとして出やすくなったのではと思います。しかし、われわれ民間企業人は知事名であろうが教育長名であろうが福祉保健部長名であろうが協力をしていることを考えると、公務員である先生ならより柔軟に協力すべき体制と全スポへの理解を進めてほしいものです。

　今後の課題としては、高齢化が進む団体競技の若手育成や活動の継続支援の取り組みを挙げることができます。しかし、競技団体の中でとりわけ、視覚障害グラウンドソフトボール、聴覚障害バレーボールについては、選手や競技団役員の中にチームを各障害者福祉団体の内部組織のチームと思っている方がいるようで、全スポ選手資格について指導をしなければと思っています。

　鳥取県では２００４年に私がアテネ・パラリンピックに出場して以降、夏季パラリンピックにはだれも出場していません。全スポをステップとして、２０２０東京パラリンピックにぜひ出場する選手を出したいと考えています。最後に、全スポ派遣費について補足しますと、中国、四国予選、本大会と、すべて県の費用です。

**2.鳥取さわやか車いす＆湖山池マラソン**

この大会はスポーツ協会事業の中でも大きな事業のひとつで、平成２６年で第２６回となりました。車いす選手のみの大会としてスタートしましたが、２０回大会から障がい者への理解を進めるため、障がいの有無にかかわらず参加できる大会としました。鳥取らしさを出すために「２０世紀梨」を賞品などに出していますが、とても好評です。今年からは、より多くの皆さんが参加できるように、新たにウォーク部門も設けました。今年の全体の参加者は８５７名で、車いす部門のハーフ、３ｋｍ、５００ｍの参加者は６０名、その他の障がい区分の参加者は１１名でした。

　全国各地でマラソン大会が開催されていますが、大会の特徴として３障がい（身体、知的、精神）を受けいれている点や、一般の方と障がい者が同じコースを走る点など、全国でもあまり例がないマラソン大会だと思っています。今年の大会でも、車いすの選手がスタートするとその他の選手達が大きな声援を送り、そして、一般のランナーが走りだすと障がい者の方が懸命に応援しています。見ていると互いにエールの交換をしているように見えます。このような活動を通じて、同じ障がい者同士や障がいのない方の障がい者への理解一層の促進を図りたいと思っています。このような取り組みがいずれ、障がいの有無にかかわらず、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツが楽しめる鳥取県の姿に近づくことにつながり、障がい者を社会全体で包み込む社会作りに貢献できるのではないかと思います。

**3.出前のスポーツ教室**

　県内の東部、中部、西部で週に１回、水泳およびニュースポーツの教室を実施しています。平成２５年は約１８００名の参加者がありました。平成２４年までは平日の教室開催でしたが、平成２５年度からは協会職員の協力を得て土曜日教室も実施しています。また、要望があれば障がい者施設に出掛けて教室を実施しています。待っていてもお客さんは教室には来てくれないので営業活動を行なうようにと私が言い、実践しています。年々、参加者は増えています。

　課題としては、やはり障がい者施設でのスポーツ活動をどう支援するかではないかと思います。施設では、用具があっても壊れていて使えなかったり、指導をする人がいないことや職員の業務が多忙なことなどの課題があるようです。障がい者施設の中には体育館を持つ施設もあります。そのような施設では、地域で活動を行なっている地域総合型クラブと連携して総合型クラブ練習会場として施設体育館を貸し出し、その見返りに施設の障がい者も一緒にスポーツが楽しめるようにするなどの工夫が必要ではと思います。

**4.スポーツフェスティバル**

　第３回を迎えた大会は年々参加者が増え、平成２６年は３７０名の参加がありました。大会は県立体育館をいくつかのブ―スに分けて、午前に卓球、フライングディスク、ふうせんバレー、卓球バレー、ボッチャ、スポーツチャンバラ、パットスターゴルフの競技大会を行ない、午後からは各競技の体験会を実施しています。そして、すべての競技で表彰を行ないますが、表彰状には鳥取砂丘、大山、三徳山と県の観光地を下絵として使い、選手がいつまでも保存していただき、表彰状を見た時にスポーツの楽しさを思い出してくれるような工夫もしています。この表彰状も選手、保護者には好評です。

　皆さんの中で馴染みがない競技に、ふうせんバレー、スポーツチャンバラがあると思います。ふうせんバレーは平成２６年の全国障害者スポーツ大会でオープン競技として行なわれました。ルールはバレーボールとほぼ同じですが、コートに入るすべての人がふうせんに一度触れないと相手のコートにふうせんを返すことはできません。そして、アタックは障がい者が行なうようにしています。重度の障がい者でもできるスポーツで、あまり手足が動かせない子供も家族が車いすを押す手助けをして、ふうせんに触れるようにしたり、チームメイトが車いすの選手の前に立ちトスをして取りやすくするなどチームワークが大切な競技です。車いす利用者は横にステップする動きができないのでこのようにします。また、どの選手がふうせんに触れたかをリーダーが見ておくことや、ふうせんに触っていない選手は自分で「触っていない」とアピールする必要があり、対話が生まれ、より良いチームワークへとつながります。

　スポーツチャンバラも良い競技です。県内では、春にスポーツチャンバラの中国、四国大会を開催しています。参加者は知的障がい選手が中心です。挨拶の方法は剣道の試合と同じで、相手、審判に挨拶をする作法は日本が誇るスポーツマンシップだと思っています。日頃の生活ではじっとしていることができにくい知的障がいの選手も、待ち時間にじっと座り出番を待っています。礼儀などを教えるのには最適な競技ではと思います。

　スポーツ体験が少ない障がい者が多いことも事実です。障がい者だけでなく指導者資格者の皆さんにも、ここで体験したことを施設や身近な地域に持ち帰り、活動をしてほしいという思いがあります。

**5.スペシャルオリンピックス（ＳＯ）事務局事業**

　鳥取県では、身体障がい者福祉協会の内部組織として県障がい者スポーツ協会が設立されたこともあり、身体障がい者中心のスポーツ振興が行なわれてきました。そのため知的障がい者スポーツは、特別支援学校を卒業した生徒の受け皿がないまま長年経過をしてきました。ＳＯの活動は長年、ＳＯ設立準備委員会としての活動で、ＳＯ本部が認めた正式な組織はありませんでした。その最大の原因は、事務局機能が弱い点でした。障がい者スポーツ協会が目指す姿もＳＯが目指す姿も同じではと考え、平成２４年からＳＯ事務局をスポーツ協会に置き、スポーツ協会事務局長がＳＯ事務局長も兼務しています。ただ、私が口を出すことはありませんが、職員はスポーツ協会職員であるため私の部下です。本年から正式な会として日本への登録が認められ、卓球、水泳、陸上のプログラムを行なっています。自分たちだけでの活動が難しいため、卓球協会の支援を受けたり、陸上の試合では県陸上や障がい者陸上の支援を受けています。多くの皆さんに知ってもらうにはこの方法も良いと思います。そして、徐々に会員が増えていて、県内の知的障がい者スポーツ活動を支える重要な役割を果たしています。

　県によっては、ＳＯと障がい者スポーツ協会や指導者協議会の関係がしっくりといっていない状況もあると聞くことがありますが、鳥取県は一番人口が少ない県だからこそ仲良くし、ともに力を合わせないと障がい者スポーツの発展はありません。おそらく、全国でも県障がい者スポーツ協会がＳＯ事務局を持っている県はほとんどないと思います。これも鳥取独自の取り組みと思っています。

**6.障がい者スポーツ競技力向上事業（※重要）**

**6-1.法律、県条例**

　ご存じのように、平成２３年８月に国のスポーツ振興法が５０年ぶりにスポーツ基本法に改定されました。スポーツ権が認められ、障がい者のスポーツ活動は、障がいの種類や程度に合わせ、配慮しながら行なうとあります。国のスポーツ基本計画ではパラリンピックの金メダル目標順位が記載されています。私は、基本計画の中間答申の議論を文科省まで傍聴に出掛けました。傍聴をしながら、そして帰宅後に中間答申資料を読みながら、国が今後、どのような形でスポーツを進めていくのかの方向性がほんの少しわかりました。この傍聴をしたことが、今になって思えば非常に良かったと思います。

　基本法、基本計画案を何度か読みながら、鳥取県でも国の法律が変わったことを受けて新たなスポーツ審議会条例を作り、審議会で新たなスポーツ計画を策定すべきではと考え、親しい県議会議員に手紙を出しました。その当時、鳥取県のスポーツ審議会は県教育委員会の生涯学習委員会にあったと思います。親しい県会議員が私の考えを受け入れてくれ、県議会で新たな法律のもとでのスポーツ計画の必要性について質問をしてくれました。質問の中で、障がい者スポーツを進めるには国のスポーツ委員会にパラリンピック・アルペンスキー選手の大日方邦子さんが入っているように、県でも障がい者当事者を委員に入れるべきではと質問してくれました。そして、できあがったスポーツ審議会条例の大きな特徴は委員選出の項目にあります。委員は学校体育、地域スポーツ、競技力向上、障がい者スポーツなどの有識者とあり、障がい者スポーツ関係者が入ることが「明文化」された点でした。ほとんどの県のスポーツ審議会条例を読んでみましたが、多くの県が、学識経験者や有識者を委員とすると記載があります。この場合に、スポーツ所官課の考えで委員を決めることができ、障がい者スポーツ委員が必要ないと判断された場合に委員から外される可能性があります。一方、鳥取県の場合は、委員から障がい者スポーツ関係者を外す場合には県条例を直す必要があります。県条例を変えるには県議会の同意が必要で、変更はハードルが高いと言えます。

　私は、この県スポーツ審議会条例が鳥取県の障がい者スポーツを支えてくれる最大の力であると言っても過言ではないと思っています。現在、県スポーツ審議会は委員１５名ですが、障がい者スポーツ関係委員は３名います。１５名中の３名は大きいです。この審議会条例も鳥取県の障がい者スポーツだけでなく県スポーツの大きな特徴だと思います。

**6-2.県スポーツ推進計画**

（※鳥取県スポーツ振興計画　<http://www.pref.tottori.lg.jp/126161.htm>）

　平成２６年３月に出された鳥取県スポーツ推進計画では、県の目指すべき姿として「すべての県民が豊かなスポーツ文化を享受出来る鳥取県」とあり、計画の策定には障がいを問わず誰もが適性に応じてスポーツに参画するとの視点を入れ作成された点が大きな特徴です。そのスポーツ場面は、ライフステージや学校体育、運動機会の充実、競技力の向上のための人材育成、環境整備、またそれを実現するために各組織の連携と一体的な取り組みが必要です。そして、推進計画を読んでいただくと、いたるところに障がい者の文字があることに気づいていただけると思います。

　次に、障がい者競技力向上事業に非常に大きな力となったのが、スポーツ基本法の２６条でした。２６条には国体と全国障害者スポーツ大会が横並びに書いてあります。私なりの解釈ですが、国体と全国障害者スポーツ大会が法律上で横並びに書いてあることは、同等なのだと理解しました。県では、国体で天皇杯順位をひとつでも上げることに一生懸命で、県スポーツ計画に天皇杯順位何位と目標値が明記され、それを達成するための強化予算が設けられています。

　ところが、２６条で国体と同列に書かれている全国障害者スポーツ大会での県の取り組みはどうでしょうか？　「全国障害者スポーツ大会は自立、社会参加が目的であることから、国体と同じように県費で遠征を行なっても順位は関係ない」で、本当によいのかと考えました。

　また、県民の皆さんはどう思うのだろうか、とも考えました。国のスポーツ基本計画でもオリンピック、パラリンピックのメダル獲得世界順位の目標値が記載されています。国の考え方を県に当てはめると、国体と全国障害者スポーツ大会になるのでは、と考えました。

　そして、県スポーツ計画に国体の天皇杯の目標値のように全国障害者スポーツ大会の目標値が記載できれば、障がい者スポーツにも強化費がつくかもしれないと考えたのでした。私は、県スポーツ審議会で「障がい者も競技力向上が必要、それには基本法２６条で国体と横並びに書かれている全スポで目標値を設定すること」と発言をしました。県障がい者スポーツ協会では、私の指示で数年前から全スポ個人競技でのメダル獲得率全国ランキングを作成していましたので、その資料をスポーツ審議会に出し、現状を委員の皆さんに説明しました。

　平成２５年の鳥取県個人競技のメダル獲得率は約５２％で、６７都道府県政令指定都市中３４位でした。全スポは大会の目的が自立、社会参加にあるため、私は、メダル獲得率目標値は５０％と記載するのが良いのではと発言したのですが、県の提案は６０％でした。私が県に尋ねたのが「今まででと同じ強化策では、メダルの獲得率も同じ。どのような法を考えるか？」でした。そして、県からの回答が出た事業が、次に説明する「障がい者競技力向上事業」でした。

**6-3.障がい者競技力向上事業の詳細（※重要）**

　２０２０年に東京パラリンピックが開催されることで、県民の障がい者スポーツへの関心が県内でも高まることが考えられ、県の代表として全国大会や東京パラリンピックで活躍する選手を鳥取県から多く輩出することを目標としました。そして、それが全スポでのメダル獲得率向上につながるとの考えがありました。

県障がい者スポーツには、次のような状況と課題があります。

1. 全スポの強化だけでは競技力向上ができない。
2. 団体競技は県内で１チームを作るのが精いっぱいで、県内で切磋琢磨できるような状況でなく、県外のチームと競わないと全スポ中国四国予選すら突破できない。
3. 各競技団体の組織が脆弱で選手強化が期待できないため、県障がい者スポーツ協会がリーダーシップを取り強化を行なう。

　強化の対象は２０２０東京パラリンピック実施競技の選手のみでなく、デフリンピックや他の競技で国際大会やジャパンパラ競技大会、日本選手権で上位に入る選手を育てることです。県のレベルはそう高くなく、国際大会に昨年出場した選手はデフ陸上、アーチェリーの２名です。ジャパンパラ競技大会ですら３位以内に入ることができる選手は５名ほどです。

　強化対象の選手は、各競技団体が事前に提示した基準に従い委員会に推薦をしてきます。委員会では推薦された選手一人一人を審議して強化ランクを決めています。コーチの育成も今後の鳥取県障がい者スポーツを発展させるために重要なため、強化事業ではコーチ、選手をセットで支援することとしています。個人１３名を指定し、予算は約５００万円です。予算は県外合宿や遠征費、トレーニングジムの費用、コーチを招く費用、ユニフォームなどです。パラリンピックにはこだわらず、デフリンピック、知的障がいスポーツチャンバラ、ボウリングの選手もいます。また、個人種目だけでなく、団体競技の車椅子バスケや視覚障がいグランドソフトボール、知的障がいソフトボール、フットベースボール、精神障がいバレー、聴覚障がいバレー、知的障がいバスケ、フライングディスクも支援の対象競技としています。団体競技については、障がい者人口が少ない鳥取県でチームを維持することは非常に厳しいものがありますが、一人でも多くの人に団体競技の魅力を伝え、団体競技からもパラリンピックなどの国際大会で活躍できる選手を育てたいと考えています。団体競技予算は約４５０万円で、県内での１泊２日の合宿や日帰り練習の旅費などを支援しています。そして、この強化事業を進めるために、県障がい者スポーツ協会の職員を新たに１名増やしてもらいました。人件費も含めて予算の総額は約１千３百万円です。

　私は、各都道府県で競技力の向上を行なうことが、２０２０東京パラリンピックやそれ以降の国際大会で活躍する選手を発掘することに大きな役割を果たすと思っています。神戸でのＪＰＣタレント発掘事業に参加して感じたのは、「やる気になった選手」の受け皿はどこなのか、どこで育てるのか、ということでした。どの程度の能力があるかわからない選手を、いきなり中央競技団体で育てることはありえないと思います。では、どこで育てるのでしょうか？　それは、選手が住んでいる各都道府県の協会や競技団体で育てることになると思います。しかし、都道府県で団体や個人競技の選手、指導者の強化や育成を支援しているところがどのくらいあるのでしょうか。現状ではほとんどないと思っています。

　なぜ、支援ができないのか？　私なりに考える原因のひとつが、国体と同じような県の「目標値の設定」を、各都道府県が障がい者スポーツに対して行なっていないからではないか、ということです。人口が日本で一番少ない鳥取県で競技力向上事業ができると言うことは、他の都道府県であればもっと良いものができると思います。各都道府県においても、国体と同じように競技力向上事業を行なうのが当たり前の状況をつくれば、より才能あふれる選手の発掘が行ないやすくなると考えます。

　地方に埋もれる才能ある選手の情報を、日本障がい者スポーツ協会や中央競技団体が得る必要が出てきます。そうすると各都道府県スポーツ協会と日本障がい者スポーツ協会、中央競技団体との間にコミュニケーションが発生し、それが好循環へとつながり、より親密な関係ができると競技力の向上にも結びつくと思います。

　「鳥取から日本を変える」という強い気持ちが私の中には常にあります。鳥取発の競技力向上事業が各都道府県に波及し日本の競技レベルが上がることが、私の夢のひとつでもあります。

**7.国際交流事業**

　次の特徴的な取り組みとして、障がい者スポーツの国際交流事業があります。交流地は韓国、江原道（カンウォンドウ）で、鳥取県と韓国江原道は今年で交流２０年を迎えました。江原道は韓国の北部に位置し、北朝鮮と国境を接しています。御存じのことと思いますが、２０１８年の冬季オリンピック・パラリンピックを開催するのは江原道内ピョンチャンです。江原道とは、県体育協会によって長年多くの競技で交流をしていますが、障がい者スポーツでの交流はありませんでした。この国際交流についても私は県スポーツ審議会で、障がい者スポーツの交流を行ない、障がい者にも国際感覚や国際的な視野が必要と訴えていました。平成２４年の冬にＳＯ世界大会がピョンチャンで開催され、ＳＯ代表や事務局長が招待されたことが、その後の交流実施につながりました。

　江原道は鳥取県より面積がかなり広く、また人口も１５０万人で、道庁のチュンチョンは「冬のソナタ」のロケ地でもあります。鳥取県からは飛行機の米子―ソウル便や船による境港から貨客船の定期便が出ています。平成２５年からスポーツ交流を始め、昨年は車椅子マラソン大会に江原道から参加いただき、平成２６年８月には卓球競技での交流を江原道で行ないました。鳥取県からは私とコーチ１名、選手３名が出掛けました。選手は知的障がい１名、聴覚障がい２名で、女子選手も１名います。聴覚障がいの選手はいずれも聾学校の生徒で、コーチは聾学校の先生にしてもらいました。日程は３泊４日で、卓球の交流や国立博物館の見学、オリンピック施設見学などを行ないました。選手たちは、パスポートの申請から、入国審査、海外選手との対戦、、韓国の歴史や食文化、オリンピックジャンプ台の恐怖など多くの体験をしました。また、江原道選手の中にロンドン・パラリンピックの卓球で銀メダルを獲得した知的障がいの選手がいたことから、世界トップの実力を肌で感じることもできました。試合だけでなく、韓国障がい者卓球ナショナルコーチから、国を超えた指導を一人３０分ほど受けました。この熱烈指導は、選手だけでなく私の心をも熱くさせてくれました。国と国の間ではいろいろな課題がありますが、一地方同士の交流がもっと盛んになれば、より人と人の心が通じあい、多くの課題が少しずつ解決されると思います。私は１０月にも江原道と鳥取県交流２０周年事業の知事を団長とする訪問団の一員として江原道を訪れ、江原道障がい者スポーツ協会会長と一層の交流の促進を誓い合った他、江原道知事との対話会では、ピョンチャン・オリンピック・パラリンピックの成功と、鳥取県と江原道の障がい者スポーツ交流の一層の支援をお願いしました。

　将来的には、江原道と鳥取県の障がい者スポーツの友好締結ができればと考えています。日本体育協会は韓国とのスポーツ交流を活発に行なっていますが、日本障がい者スポーツ協会では交流事業はありません。県レベルでの国際障がい者スポーツ交流も鳥取県の特徴的な事業であると考えます。

**8.支援学校の体育の授業の充実と学校部活動充実事業**

　これは教育委員会の事業でスポーツ協会の事業ではありませんが、私がスポーツ審議委員として一番力を入れたのが特別支援学校のスポーツ活動についてです。今もですが、苦労したのがスポーツに関するデータが県などにないことでした。

　普通校であれば体力テストや運動習慣、生活実態調査などいろいろなデータがありますが、特別支援学校には何もなく、審議会でかなり質問をしてやっと体育主任会議が実施されたことや部活動の実施状況が出てきました。一般校の体育主任会議は開催されていましたが、特別支援学校については開催がなく、私が審議会で質問をして、やっと平成２４年から始まりました。部活動も身体的な状況や送迎バスの時間のことがありますが、中には部活動を実施していない支援学校もあったり、週に３回３０分などいろいろでした。文部科学省では、部活動は学校教育の一環と言いますが、特別支援学校はそれに当てはまらないようです。また、先生方も一般校では部活動を一生懸命に行なうのですが、特別支援学校に移るとそうではないようで、よくわかりません。

　私なりに何が原因だろうかと考えたところ、障がい者スポーツは厚生労働省が行なうことで、文科省は学校体育の授業だけで部活動やそれ以外のスポーツ活動は厚生労働省が行なうという考えがあるのでは、と思うに至りました。また、障がい者がスポーツを行なうことは無理だろうし、クラスの中でできる子とできない子の格差が大きくなるのでは、と考えているかもしれません。しかし結論は、よくわからないままです。それでも、県ではついに特別支援学校の体力テストを開始しました。

　県スポーツ推進計画アクションプランでは、特別支援学校で「目指せパラリンピック」事業と部活動充実事業を行ないます。「目指せパラリンピック」とは、国際大会に出場した選手に体験談をしていただく授業です。また部活動充実では、競技別強化指定校を決めて部活動の強化を行なっています。その他、県スポーツ協会では知的５校に対し、スポーツ交流会から支援金を出して応援をしています。

　鳥取県では、平成２６年に全国障害者芸術・文化祭が開催され、この遺産を今後にどう活かすかが課題とされています。私は、前の教育長時代から県内すべての特別支援学校が参加する、文化・体育連盟をつくるようにお願いをしています。県体連が設立されると、県の支援学校の生徒の発表の場ができて、彼らの大きな目標や自信を生み出すことにつながると考えています。全国のすべての支援学校が加盟する全国体連の設立に、文科省がもっと積極的になってくれればよいのにと思います。

　文科省ホームページに掲載されている障がい者のスポーツ実施率では、週に１回３０分以上スポーツを行なっている障がい者の比率は、１９歳以下で約４８％、成人で約１８％となっています。一方、障がいがない人は１９歳以下で約７８％、成人が約４７％で、いずれも３０％の差があります。１９歳以下の差がそのまま成人での差になっています。そう、１９歳以下ですから、学校でのスポーツ体験などの差がそのまま大人の差となっているのではと考えます。その差の原因として考えられるのが、おそらく一般校と特別支援学校での体育や部活動での取り組みの差にあるように思います。障がいがあるからこそ、幼児からスポーツと積極的に関わり、スポーツを日常化することが大切ではと考えます。私たちが学校の体育の授業や部活動でスポーツの楽しさの基礎を作ったのと同じように、特別支援学校の生徒達も学校での体育や部活動の充実を図ることで、障がいを持つ子供たちもスポーツの楽しさを知り、生涯に渡りスポーツを楽しむ基盤を作る場としなければと思います。

# 終わりに

　私がスポーツ審議委員に就任した時に思っていたことは、新しい県スポーツ推進計画にどのくらい多く各項目に「障がい者」の文言を入れるかでした。各都道府県のスポーツ推進計画の中で「障がい者」の記述の量の違いが、今後、５年１０年と経過するほど各都道府県での障がい者スポーツの発展に大きな差となると考えています。

　なぜ、私が計画にこだわったかと言いますと、以前の県スポーツ振興計画には障がい者スポーツについての記述は皆無で、その結果として「計画にないことに予算をつけない」という行政の考えの中で県障がい者スポーツは停滞したままであったと感じていたためです。県レベルでの障がい者スポーツの推進には灯りが見えてきましたが、大きな課題があります。それは、障がい者に身近な県内１９の市町村でどのように障がい者スポーツを振興するかです。現在、県内市町村で新しいスポーツ基本法のもとでスポーツ推進計画を策定しているのは、１市１町のみです。障がい者の方が暮らす身近な市町村でのスポーツ振興を発展させなければ、いつでも、どこでも、いつまでも、住み慣れた地域でスポーツのある人生を送ることはできません。県内各市町村で障がい者も共にスポーツを行なえる環境を作るための障がい者に配慮したスポーツ計画策定が必要です。そのスポーツ計画が策定された時、県が目指す「すべての県民が豊かなスポーツ文化を享受できる鳥取県」の姿となるのではと思っています。

　１９６４年東京オリンピックの後に、スポーツが市民の間に溶け込んでいきました。現在の障がい者スポーツは、１９６４年の東京オリンピック前の日本の障がいのない人たちのスポーツ界の姿と似ているのではないでしょうか。２０２０年東京パラリンピックは、障がい者の世界にスポーツの価値を伝え、障がい者の中にスポーツの楽しさを溶け込ませることになると思っています。すべての障がい者がスポーツを、する、見る、支える活動に関わることができる環境作りのきっかけとなる大会としなければならないと思います。

　２０２０年東京パラリンピックのレガシー（遺産）を地方でも実感することができるようになった時に、「東京でパラリンピックを開催して良かった」と誰もが思うことでしょう。

福留史朗